

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県漁業振興基金（以下「この法人」という。）の定款14条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬、通勤手当を支給する。
- 3 常勤役員の報酬は年額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額と役員退任慰労金の合計額は、年額10,481,000円の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 通勤手当の額はこの法人役員給与規程に定めるところによる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第7条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及び支給方法は、この法人の旅費規程による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人広島県漁業振興基金の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。（一部改正）

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（一部改正）